

令和 3 年

第 1 回東京都議会定例会議案(1)

令和 3 年 2 月

東京都



古紙/バLP配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

目 次

		頁
第 1 号議案	令和 3 年度東京都一般会計予算	3
第 2 号議案	令和 3 年度東京都特別区財政調整会計予算	35
第 3 号議案	令和 3 年度東京都地方消費税清算会計予算	41
第 4 号議案	令和 3 年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算	47
第 5 号議案	令和 3 年度東京都国民健康保険事業会計予算	53
第 6 号議案	令和 3 年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算	59
第 7 号議案	令和 3 年度東京都心身障害者扶養年金会計予算	65
第 8 号議案	令和 3 年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算	71
第 9 号議案	令和 3 年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算	77
第10号議案	令和 3 年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算	83
第11号議案	令和 3 年度東京都と場会計予算	89
第12号議案	令和 3 年度東京都都営住宅等事業会計予算	97
第13号議案	令和 3 年度東京都都営住宅等保証金会計予算	107
第14号議案	令和 3 年度東京都都市開発資金会計予算	113
第15号議案	令和 3 年度東京都用地会計予算	119
第16号議案	令和 3 年度東京都公債費会計予算	127
第17号議案	令和 3 年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算	135
第18号議案	令和 3 年度東京都病院会計予算	141
第19号議案	令和 3 年度東京都中央卸売市場会計予算	147
第20号議案	令和 3 年度東京都都市再開発事業会計予算	151

	頁
第21号議案 令和3年度東京都臨海地域開発事業会計予算	155
第22号議案 令和3年度東京都港湾事業会計予算	161
第23号議案 令和3年度東京都交通事業会計予算	167
第24号議案 令和3年度東京都高速電車事業会計予算	175
第25号議案 令和3年度東京都電気事業会計予算	181
第26号議案 令和3年度東京都水道事業会計予算	185
第27号議案 令和3年度東京都工業用水道事業会計予算	191
第28号議案 令和3年度東京都下水道事業会計予算	195

第 1 号 議 案

令和 3 年度東京都一般会計予算

目 次

	頁
予算総則	7
第1号 歳入歳出予算	8
歳入	8
歳出	12
第2号 繰越明許費	18
第3号の1 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）	22
第3号の2 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）	31
第4号 都債	32

令和３年度東京都一般会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，４２５，０００，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２号繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条 地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第３号の１債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）」による。

２ 前項のほか、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第３号の２債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

（都債）

第４条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４号都債」による。

（一時借入金）

第５条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は３５０，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

8

科 目		金 額
款	項	
01 都税		5,044,998,267
	01 都民税	1,439,211,967
	02 事業税	995,135,177
	03 繰入地方消費税	681,492,000
	04 不動産取得税	75,381,136
	05 都たばこ税	15,324,610
	06 ゴルフ場利用税	568,719
	07 軽油引取税	36,645,000
	08 自動車税	109,560,917
	09 鉦区税	2,121
	10 固定資産税	1,321,804,857
	11 特別土地保有税	10,000
	12 狩猟税	4,181
	13 事業所税	113,723,897
	14 都市計画税	255,394,311
	15 宿泊税	739,289
	16 旧法による税	85
02 地方譲与税		44,789,557

	01 地方道路譲与税	14
	02 石油ガス譲与税	157,024
	03 特別とん譲与税	328,000
	04 航空機燃料譲与税	140,008
	05 地方揮発油譲与税	1,817,802
	06 森林環境譲与税	216,000
	07 自動車重量譲与税	638,000
	08 特別法人事業譲与税	41,492,709
03 助成交付金		34,164
	01 国有提供施設等所在市町村助成交付金	34,164
04 地方特例交付金		19,873,905
	01 地方特例交付金	6,916,905
	02 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	12,957,000
05 特別交付金		2,998,612
	01 交通安全対策特別交付金	2,998,612
06 分担金及負担金		21,113,169
	01 負担金	21,113,169
07 使用料及手数料		87,422,012
	01 使用料	65,041,582
	02 手数料	22,380,430

科 目		金 額
款	項	
08 国庫支出金		381,665,331
	01 国庫負担金	208,842,766
	02 国庫補助金	156,424,613
	03 委託金	16,397,952
09 財産収入		41,952,319
	01 財産運用収入	21,108,527
	02 財産売払収入	20,843,792
10 寄附金		61,000
	01 寄附金	61,000
11 繰入金		835,731,428
	01 特別会計繰入金	2,651,505
	02 公営企業会計繰入金	9,080,419
	03 基金繰入金	823,999,504
12 諸収入		356,758,236
	01 延滞金及加算金	6,404,456
	02 都預金利子	4,000
	03 貸付金元利収入	150,828,561
	04 受託事業収入	58,511,946

科 目		金 額
款	項	
01 議会費		6,152,000
	01 都議会費	6,152,000
02 総務費		223,166,000
	01 総務管理費	25,746,664
	02 政策企画費	9,523,000
	03 都民安全推進費	2,287,000
	04 デジタルサービス費	20,552,000
	05 区市町村振興費	103,185,980
	06 選挙費	12,432,000
	07 防災管理費	12,719,511
	08 統計費	3,233,242
	09 会計管理費	3,034,000
	10 人事委員会費	951,000
	11 監査委員費	1,049,000
	12 建築保全費	12,478,000
	13 退職手当及年金費	15,974,603
03 徴税費		73,114,000
	01 徴税管理費	20,217,000

	02 課税費	15,000,000
	03 徴収費	34,697,000
	04 施設整備費	3,200,000
04 生活文化費		27,635,000
	01 生活文化費	27,635,000
05 スポーツ振興費		412,220,000
	01 スポーツ振興管理費	1,331,000
	02 オリンピック・パラリンピック準備費	398,290,000
	03 スポーツ推進費	12,599,000
06 都市整備費		120,090,000
	01 都市整備管理費	6,389,000
	02 都市基盤整備費	20,000,000
	03 市街地整備費	50,942,000
	04 建築行政費	6,674,000
	05 住宅政策費	36,085,000
07 環境費		53,812,000
	01 環境管理費	3,965,000
	02 環境保全費	41,031,000
	03 廃棄物費	8,816,000
08 福祉保健費		1,258,929,000

科 目		金 額
款	項	
	01 福祉保健管理費	12,576,000
	02 医療政策費	54,131,000
	03 保健政策費	334,627,000
	04 生活福祉費	40,095,000
	05 高齢社会対策費	214,601,000
	06 少子社会対策費	322,121,000
	07 障害者施策推進費	200,609,000
	08 健康安全費	18,630,000
	09 施設整備費	46,312,000
	10 地域病院費	15,227,000
09 産業労働費		526,328,000
	01 労働委員会費	662,000
	02 産業労働管理費	2,154,000
	03 商工業振興費	438,948,000
	04 農林水産費	21,234,000
	05 労働費	42,295,000
	06 施設整備費	21,035,000
10 土木費		564,635,000

	01 土木管理費	25,164,000
	02 道路橋梁費	359,652,000
	03 河川海岸費	122,737,000
	04 公園霊園費	57,082,000
11 港湾費		107,454,000
	01 港湾管理費	878,000
	02 東京港整備費	82,974,000
	03 島しょ等港湾整備費	23,602,000
12 教育費		863,695,000
	01 教育管理費	40,377,000
	02 小中学校費	465,937,000
	03 高等学校費	143,123,000
	04 特別支援学校費	85,758,000
	05 福利厚生費	1,259,000
	06 退職手当及年金費	47,121,000
	07 教育指導奨励費	25,939,000
	08 社会教育費	9,582,000
	09 施設整備費	44,599,000
13 学務費		235,683,000
	01 東京都公立大学法人支援費	24,262,000

科 目		金 額
款	項	
	02 私立学校振興費	211,141,000
	03 育英資金費	280,000
14 警察費		652,176,000
	01 警察管理費	535,538,766
	02 退職手当及年金費	24,811,028
	03 警察活動費	56,078,714
	04 警察施設費	35,747,492
15 消防費		251,067,000
	01 消防管理費	199,615,000
	02 消防活動費	23,368,000
	03 消防団費	3,900,000
	04 退職手当及年金費	7,845,000
	05 建設費	16,339,000
16 公債費		332,250,000
	01 公債費	332,250,000
17 諸支出金		1,711,594,000
	01 財産費	3,798,000
	02 他会計支出金	1,204,241,980

	03 収用委員会費	432,000		
	04 諸費	503,122,020		
18 予備費		5,000,000		
	01 予備費	5,000,000		
歳	出	合	計	7,425,000,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円) 18

款	項	事業名	金額
06 都市整備費			5,206,000
	02 都市基盤整備費		633,000
		1 地下高速鉄道建設助成	633,000
	03 市街地整備費		3,349,000
		1 臨海都市基盤関連街路整備	72,000
		2 都市改造	3,277,000
	05 住宅政策費		1,224,000
		1 住宅建設事業	1,181,000
		2 区市町村住宅供給助成	43,000
07 環境費			133,000
	02 環境保全費		133,000
		1 自然公園整備	118,000
		2 小笠原公園整備	15,000
09 産業労働費			1,321,000
	04 農林水産費		1,321,000
		1 林道整備及び治山事業	376,000
		2 農林災害復旧	945,000

10 土木費			46,028,000
	01 土木管理費		698,000
		1 庁舎整備	38,000
		2 土木補助	560,000
		3 生活再建資金貸付	100,000
	02 道路橋梁費		27,639,000
		1 駐車場管理	81,000
		2 道路補修	4,339,000
		3 交通安全施設	3,464,000
		4 道路災害防除	629,000
		5 道路整備	1,712,000
		6 街路整備	14,436,000
		7 橋梁整備	2,949,000
		8 小笠原道路整備	29,000
	03 河川海岸費		14,827,000
		1 河川防災	897,000
		2 河川環境整備	195,000
		3 中小河川整備	6,752,000
		4 高潮防御施設	6,103,000
		5 砂防海岸整備	838,000

款	項	事業名	金額
		6 小笠原河川整備	42,000
	04 公園霊園費		2,864,000
		1 公園整備	2,081,000
		2 動物園整備	485,000
		3 霊園葬儀所整備	286,000
		4 小笠原公園整備	12,000
11 港湾費			13,121,000
	02 東京港整備費		10,210,000
		1 港湾整備	4,251,000
		2 環境整備	682,000
		3 東京港廃棄物処理場建設	2,597,000
		4 海岸保全施設建設	2,680,000
	03 島しょ等港湾整備費		2,911,000
		1 港湾整備	1,329,000
		2 漁港整備	960,000
		3 海岸保全施設整備	214,000
		4 空港整備	340,000
		5 災害復旧	68,000
14 警察費			261,000

	03 警察活動費		261,000
		1 交通安全施設管理	64,000
		2 交通安全施設整備	197,000
合	計		66,070,000

--	--	--	--

第3号の1 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）

（単位 千円） 22

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	総務事務センター運営業務委託	令和 4 年度～令和 6 年度	1,779,839
2	大島支庁庁舎改修工事	令 和 4 年 度	1,246,689
3	契約事務検討支援業務委託	令 和 4 年 度	45,864
4	都庁舎建物管理委託	令和 4 年度～令和 5 年度	959,908
5	都庁舎設備改修工事	令 和 4 年 度	479,600
6	都庁舎執務室等移転管理業務委託	令和 4 年度～令和 6 年度	45,228
7	都庁舎解錠管理システム再整備	令和 4 年度～令和 14 年度	1,719,558
8	都庁舎設備更新工事	令和 4 年度～令和 6 年度	1,912,412
9	都民の城（仮称）改修工事实施設計委託	令 和 4 年 度	337,136
10	都民の城（仮称）等活用検討調査業務委託	令 和 4 年 度	18,016
11	次期税務基幹システム調達等支援業務委託	令 和 4 年 度	91,183
12	所得税等確定申告書の閲覧等委託	令 和 4 年 度	72,532
13	大田都税事務所改築工事实施設計委託	令 和 4 年 度	79,091
14	大田都税事務所仮庁舎賃借	令和 4 年度～令和 8 年度	750,218
15	公衆浴場確保浴場融資利差補助	令和 4 年度～令和 23 年度	24,493
16	公衆浴場改善資金利子補給	令和 4 年度～令和 24 年度	105,355
17	江戸東京博物館改修工事实施設計委託	令 和 4 年 度	342,160
18	オリンピック・パラリンピック競技施設等の整備	令 和 4 年 度	6,232,175
19	輸送拠点の整備	令 和 4 年 度	514,265

20	有明テニスの森公園テニス施設改修工事	令和 4 年 度	241,026
21	体育施設等改修工事	令和 4 年 度	401,315
22	駒沢オリンピック公園総合運動場改修工事	令和 4 年 度	61,477
23	六町地区街路整備工事	令和 4 年 度	879,265
24	補助第 4 6 号線（原町・洗足地区）整備工事設計委託	令和 4 年 度	15,500
25	晴海五丁目西地区基盤整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	1,686,473
26	環状第 4 号線（高輪地区）整備工事	令和 4 年 度	253,838
27	新宿駅直近地区整備工事	令和 4 年 度	113,706
28	東京都住宅供給公社小笠原住宅（仮称）の整備	令和 4 年 度	73,492
29	区市町村住宅建設工事費補助	令和 4 年度～令和 5 年度	78,812
30	民間住宅建設資金利子補給	令和 4 年度～令和 25 年度	194,924
31	宅地建物取引業免許等業務委託	令和 4 年度～令和 5 年度	441,914
32	ディーゼル車買替促進融資利子及び信用保証料補助	令和 4 年度～令和 10 年度	20,546
33	多幸湾公園管理棟等改築工事	令和 4 年 度	100,394
34	新海面処分場内送水管等整備工事	令和 4 年 度	300,000
35	第一排水処理場等耐震補強工事	令和 4 年 度	217,668
36	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助	令和 4 年度～令和 33 年度	2,355,113
37	健康安全研究センター建物管理委託	令和 4 年度～令和 5 年度	331,088
38	清瀬喜望園仮施設賃貸借	令和 4 年度～令和 5 年度	287,248
39	監察医務院空調設備改修工事	令和 4 年 度	18,780

番 号	事 項	期 間	限 度 額
40	広尾看護専門学校改築工事	令和 4 年度～令和 14 年度	2,897,788
41	北多摩看護専門学校昇降機設備改修工事	令 和 4 年 度	38,956
42	青梅看護専門学校改修工事	令和 4 年度～令和 6 年度	206,865
43	板橋看護専門学校改修工事	令 和 4 年 度	44,118
44	西多摩保健所解体工事	令 和 4 年 度	149,635
45	東京都戦没者霊苑改修工事	令 和 4 年 度	40,458
46	足立児童相談所改築工事	令 和 4 年 度	517,016
47	立川児童相談所一時保護所改築工事	令 和 4 年 度	4,900
48	多摩児童相談所増築工事	令 和 4 年 度	7,315
49	八街学園改修工事	令 和 4 年 度	26,082
50	荏原病院空調設備改修工事	令 和 4 年 度	319,800
51	荏原病院熱源機器設備等改修工事	令 和 4 年 度	240,193
52	荏原病院照明設備改修工事	令 和 4 年 度	330,438
53	東京国際展示場改修工事	令 和 4 年 度	419,922
54	東京国際展示場増築工事	令和 4 年度～令和 5 年度	246,847
55	東京国際フォーラム改修工事	令 和 4 年 度	328,422
56	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト事業業務委託	令和 4 年度～令和 5 年度	112,066
57	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業業務委託	令和 4 年度～令和 6 年度	167,418
58	女性ベンチャー成長促進事業業務委託	令 和 4 年 度	262,273

59	小中学校向け起業家教育推進事業業務委託	令和 4 年 度	30,000
60	高校生起業家養成プログラム事業業務委託	令和 4 年 度	65,450
61	多摩産業交流センター開業準備業務委託	令和 4 年 度	74,800
62	先端医療機器アクセラレーションプロジェクト事業業務委託	令和 4 年度～令和 5 年度	49,189
63	医工連携HUB機構運營業務委託	令和 4 年度～令和 5 年度	489,858
64	中小企業等の国際展開の推進事業業務委託	令和 4 年 度	121,742
65	災害復旧資金融資等利子補給	令和 4 年度～令和 18 年度	57,954
66	農業経営収入保険保険料補助	令和 4 年 度	21,420
67	農業近代化資金利子補給	令和 4 年度～令和 22 年度	27,979
68	農業経営基盤強化（スーパーL）資金利子補給	令和 4 年度～令和 8 年度	2,093
69	林道整備工事	令和 4 年 度	39,624
70	治山工事	令和 4 年 度	33,528
71	林業近代化資金利子補給	令和 4 年度～令和 18 年度	1,864
72	漁業近代化資金利子補給	令和 4 年度～令和 26 年度	35,639
73	林道災害復旧工事	令和 4 年 度	30,480
74	治山施設災害復旧工事	令和 4 年 度	33,528
75	職業能力開発センター訓練等業務委託	令和 4 年 度	336,600
76	再就職促進訓練等業務委託	令和 4 年度～令和 6 年度	2,607,088
77	城東地域中小企業振興センター改修工事実施設計委託	令和 4 年 度	32,932
78	島しょ農林水産総合センター大島事業所改築工事	令和 4 年度～令和 5 年度	641,520

番 号	事 項	期 間	限 度 額
79	農林総合研究センター青梅庁舎解体工事	令和 4 年 度	215,488
80	しごとセンター改修工事	令和 4 年度～令和 6 年度	10,977,464
81	城南職業能力開発センター大田校改築工事	令和 4 年度～令和 5 年度	494,122
82	城南職業能力開発センター大田校改築工事実施設計委託	令和 4 年度～令和 5 年度	109,156
83	建設事務所等整備工事	令和 4 年 度	127,354
84	建設事務所等整備に伴う仮庁舎賃貸借	令和 4 年 度	16,791
85	道路整備工事	令和 4 年度～令和 6 年度	5,512,500
86	道路整備工事設計委託	令和 4 年 度	504,000
87	道路整備に伴う測量委託	令和 4 年 度	56,000
88	道路整備に伴う環境調査委託	令和 4 年 度	95,000
89	道路整備に伴う物件調査委託	令和 4 年 度	24,800
90	道路整備に伴う地質調査委託	令和 4 年 度	56,000
91	全国道路交通情勢調査委託	令和 4 年 度	200,000
92	街路整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	18,661,000
93	街路整備工事設計委託	令和 4 年 度	1,795,900
94	街路整備に伴う測量委託	令和 4 年 度	249,900
95	街路整備に伴う環境調査委託	令和 4 年 度	431,000
96	街路整備に伴う物件調査委託	令和 4 年 度	105,000
97	街路整備に伴う地質調査委託	令和 4 年 度	28,000

98	橋梁整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	6,375,800
99	橋梁長寿命化工事	令和 4 年度～令和 5 年度	4,236,000
100	橋梁整備工事設計委託	令和 4 年 度	945,700
101	橋梁整備に伴う環境調査委託	令和 4 年 度	60,000
102	橋梁整備に伴う定期点検委託	令和 4 年 度	504,000
103	小笠原道路整備工事設計委託	令和 4 年 度	126,000
104	駐車場改修工事	令和 4 年 度	1,663,681
105	駐車場改修工事設計委託	令和 4 年 度	18,105
106	道路維持工事	令和 4 年 度	3,400,000
107	橋梁維持工事	令和 4 年 度	1,980,000
108	道路補修工事	令和 4 年 度	9,737,110
109	道路補修工事設計委託	令和 4 年 度	14,000
110	道路補修に伴う測量委託	令和 4 年 度	14,000
111	道路補修に伴う点検委託	令和 4 年 度	90,000
112	交通安全施設工事	令和 4 年 度	3,078,250
113	電線共同溝設置工事	令和 4 年度～令和 5 年度	2,524,200
114	交通安全施設工事設計委託	令和 4 年 度	306,600
115	道路災害防除工事	令和 4 年 度	2,477,000
116	道路災害防除工事設計委託	令和 4 年 度	64,400
117	道路災害防除に伴う測量委託	令和 4 年 度	68,600

番号	事 項	期 間	限 度 額
118	道路災害防除に伴う地質調査委託	令和 4 年 度	34,300
119	道路災害防除に伴う点検委託	令和 4 年 度	260,100
120	水門・排水機場等施設管理業務委託	令和 4 年度～令和 7 年度	1,245,520
121	河川防災工事	令和 4 年 度	3,704,400
122	河川防災工事設計委託	令和 4 年 度	14,000
123	河川環境整備工事	令和 4 年 度	489,000
124	中小河川整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	8,667,640
125	中小河川整備工事設計委託	令和 4 年 度	533,400
126	中小河川整備に伴う家屋調査委託	令和 4 年 度	10,000
127	高潮防御施設整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	5,484,000
128	高潮防御施設耐震・耐水対策工事	令和 4 年度～令和 5 年度	11,857,000
129	高潮防御施設整備工事設計委託	令和 4 年 度	77,000
130	高潮浸水想定区域図に関する調査委託	令和 4 年 度	20,000
131	砂防海岸整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	2,345,100
132	砂防海岸整備工事設計委託	令和 4 年 度	164,500
133	砂防海岸整備に伴う測量委託	令和 4 年 度	35,000
134	砂防海岸整備に伴う環境調査委託	令和 4 年 度	8,400
135	小笠原河川整備工事	令和 4 年 度	180,000
136	公園整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	6,312,429

137	公園整備工事設計委託	令和 4 年 度	399,000
138	公園整備に伴う環境調査委託	令和 4 年 度	55,600
139	公園整備に伴う物件調査委託	令和 4 年 度	14,000
140	公園整備に伴う保存活用計画策定業務委託	令和 4 年 度	17,000
141	公園施設設置委託	令和 4 年度～令和 5 年度	1,581,000
142	動物園整備工事	令和 4 年 度	443,800
143	霊園葬儀所整備工事	令和 4 年 度	708,346
144	ふ頭建設整備工事	令和 4 年 度	9,676,305
145	岸壁・道路改修等工事	令和 4 年 度	802,256
146	海上公園整備工事	令和 4 年 度	2,865,726
147	中央防波堤外側廃棄物埋立護岸耐震補強工事	令和 4 年 度	1,328,400
148	新海面処分場整備工事	令和 4 年 度	5,898,340
149	防潮堤耐震化等整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	6,878,938
150	内部護岸等整備工事	令和 4 年度～令和 5 年度	5,347,200
151	島しょ港湾岸壁等整備工事	令和 4 年 度	5,738,940
152	島しょ漁港防波堤等整備工事	令和 4 年 度	509,028
153	島しょ港湾海岸保全施設整備工事	令和 4 年 度	121,100
154	島しょ等空港整備工事	令和 4 年 度	1,781,782
155	都立学校校舎等新改築工事	令和 4 年度～令和 11 年度	40,400,947
156	都立学校給食調理等業務委託	令和 4 年度～令和 6 年度	2,506,178

番 号	事 項	期 間	限 度 額
157	都立高等学校海外留学等支援業務委託	令和 4 年度～令和 6 年度	597,292
158	都立高等学校における特別な指導・支援業務委託	令和 4 年度～令和 5 年度	153,592
159	教職員住宅建築工事	令 和 4 年 度	174,110
160	都立学校生徒用端末整備業務委託	令 和 4 年 度	216,150
161	教職員研修センター施設設備の改修	令 和 4 年 度	481,529
162	放置車両確認等事務委託	令和 4 年度～令和 6 年度	7,228,755
163	パーキングメーター等撤去及び設置工事	令 和 4 年 度	25,118
164	交通管制システム移設工事	令 和 4 年 度	16,782
165	交通信号施設等整備工事	令 和 4 年 度	1,421,107
166	道路標識の整備	令 和 4 年 度	48,650
167	警察署庁舎等新改築工事	令和 4 年度～令和 6 年度	13,635,561
168	指令管制システムの更新	令 和 4 年 度	272,352
169	消防署・出張所等新改築工事	令和 4 年度～令和 5 年度	7,031,069
合 計			273,082,764

第3号の2 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	私立学校教育振興資金融資損失補償	令和 3 年度～令和 24 年度	5,171,266
2	私立高等学校等入学支度金貸付損失補償	令和 3 年度～令和 7 年度	248,768
3	東京信用保証協会保証債務履行損失補助	令和 3 年度～令和 11 年度	—
4	地域の金融機関連携融資損失補償	令和 3 年度～令和 21 年度	31,760,000
5	動産・債権担保融資損失補償	令和 3 年度～令和 21 年度	38,400,000
6	農業災害資金融資等損失補償	令和 3 年度～令和 20 年度	50,000
合 計			75,630,034

第 4 号 都債

(単位 千円)

32

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	支庁庁舎整備費	369,000	
2	応急給水槽建設費	533,000	
3	交通事業会計出資金	137,000	
4	高速電車事業会計出資金等	19,639,000	
5	水道事業会計出資金	65,000	
6	都税事務所等整備費	1,166,000	
7	生活文化施設整備費	328,000	
8	スポーツ振興施設整備費	540,000	
9	都市改造費	2,700,000	
10	自然保護対策費	2,560,000	
11	廃棄物処理場等建設費	55,000	
12	災害援護資金貸付金	3,000	
13	福祉保健施設整備費	3,027,000	

14	地域病院等整備費	931,000	
15	金融事業費	109,843,000	
16	農林水産費	660,000	
17	産業労働施設整備費	11,139,000	
18	道路橋梁整備費	227,545,000	
19	河川海岸整備費	90,409,000	
20	公園等整備費	21,666,000	
21	東京港整備費	21,390,000	
22	東京港海岸保全費	10,123,000	
23	東京港埠頭株式会社貸付金	1,647,000	
24	島しょ等港湾整備費	7,631,000	
25	都立学校整備費	25,576,000	
26	大学施設整備費	3,453,000	
27	私立学校振興費	2,594,000	
28	警察施設整備費	11,330,000	
29	消防施設整備費	10,542,000	
合 計		587,601,000	

第 2 号 議 案

令和 3 年度東京都特別区財政調整会計予算

令和３年度東京都特別区財政調整会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都特別区財政調整会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９７８，７１８，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

38

科 目		金 額
款	項	
01 繰入金		978,717,980
	01 一般会計繰入金	978,717,980
02 諸収入		10
	01 都預金利子	10
03 繰越金		10
	01 繰越金	10
歳 入	合 計	978,718,000

科目		金額
款	項	
01 特別区交付金		978,718,000
	01 特別区財政調整交付金	978,718,000
歳出合計		978,718,000

第 3 号 議 案

令和 3 年度東京都地方消費税清算会計予算

令和３年度東京都地方消費税清算会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都地方消費税清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入２，６２９，８１４，０００千円、歳出２，３８１，３０４，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

44

科 目		金 額
款	項	
01 地方消費税		2,024,833,000
	01 地方消費税	2,024,833,000
02 諸収入		458,909,000
	01 地方消費税清算金収入	458,908,000
	02 都預金利子	1,000
03 繰越金		146,072,000
	01 繰越金	146,072,000
歳 入	合 計	2,629,814,000

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 地方消費税清算費		2,381,304,000
	01 地方消費税清算費	2,381,304,000
歳 出 合 計		2,381,304,000
歳入歳出差引残額 248,510,000千円		

第 4 号 議 案

令和 3 年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算

令和３年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３７２，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円) 50

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		8,562
	01 貸付金元利収入	8,562
02 諸収入		200
	01 都預金利子	199
	02 雑入	1
03 繰越金		363,238
	01 繰越金	363,238
歳 入	合 計	372,000

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		372,000
	01 貸付費	372,000
歲 出 合 計		372,000

第 5 号 議 案

令和 3 年度東京都国民健康保険事業会計予算

令和３年度東京都国民健康保険事業会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都国民健康保険事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，０８５，８３２，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

56

科 目		金 額
款	項	
01 分担金及負担金		436,530,479
	01 負担金	436,530,479
02 国庫支出金		290,207,342
	01 国庫負担金	255,397,265
	02 国庫補助金	34,810,077
03 療養給付費等交付金		2
	01 療養給付費等交付金	2
04 前期高齢者交付金		249,213,213
	01 前期高齢者交付金	249,213,213
05 共同事業交付金		1,981,820
	01 共同事業交付金	1,981,820
06 財産収入		4,000
	01 財産運用収入	4,000
07 繰入金		85,944,675
	01 繰入金	85,944,675
08 諸収入		181,570
	01 都預金利子	1
	02 貸付金元利収入	1

	03 雑入	181,568		
09 繰越金		21,768,899		
	01 繰越金	21,768,899		
歳	入	合	計	1,085,832,000

第 6 号 議 案

令和 3 年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

令和３年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，６１２，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 62

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		3,242,052
	01 返還金	3,236,112
	02 利子収入	4,978
	03 契約違約金	962
02 繰入金		138,515
	01 一般会計繰入金	138,515
03 諸収入		10
	01 都預金利子	9
	02 雑入	1
04 繰越金		231,423
	01 繰越金	231,423
歳 入 合 計		3,612,000

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		3,612,000
	01 貸付費	3,612,000
歲 出	合 計	3,612,000

第 7 号 議 案

令和 3 年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

令和３年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都心身障害者扶養年金会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，８３３，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

68

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		46,000
	01 財産運用収入	46,000
02 繰入金		3,786,994
	01 基金繰入金	3,786,994
03 諸収入		5
	01 都預金利子	4
	02 雑入	1
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,833,000

歲出

科 目		金 額
款	項	
01 扶養年金費		3,833,000
	01 扶養年金費	3,833,000
歲 出 合 計		3,833,000

第 8 号 議 案

令和 3 年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

令和３年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６５０，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 74

収入		金額
科	目	
款	項	
01 事業収入		630,100
	01 貸付金元利収入	630,000
	02 契約違約金	100
02 繰入金		5,000
	01 一般会計繰入金	5,000
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		14,899
	01 繰越金	14,899
歳入合計		650,000

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		650,000
	01 助成費	650,000
歳 出	合 計	650,000

第 9 号 議 案

令和 3 年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

令和３年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５２，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 80

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		1,589
	01 貸付金元金収入	1,588
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		49,413
	01 繰越金	49,413
歳 入	合 計	52,000

歲出

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		52,000
	01 助成費	52,000
歳 出	合 計	52,000

第 1 0 号 議 案

令和 3 年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

令和３年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４８，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 86

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		7,911
	01 貸付金元金収入	7,910
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		39,091
	01 繰越金	39,091
歳 入	合 計	48,000

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		48,000
	01 助成費	48,000
歲 出 合 計		48,000

第 1 1 号 議 案

令和 3 年度東京都と場会計予算

令和３年度東京都と場会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都と場会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，９６９，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第２号債務負担行為（工事請負契約）」による。

（都債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３号都債」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

92

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		1,369,159
	01 使用料	1,368,956
	02 手数料	203
02 繰入金		3,793,000
	01 一般会計繰入金	3,793,000
03 諸収入		56,840
	01 都預金利子	7
	02 物品売払代金	1
	03 雑入	56,832
04 都債		750,000
	01 都債	750,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		5,969,000

科 目		金 額
款	項	
01 と場事業費		5,969,000
	01 と場事業費	5,969,000
歳 出	合 計	5,969,000

第 2 号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円) 94

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	大動物棟空調設備改修工事	令 和 4 年 度	77,000

第 3 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 15.0%以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 40 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	と場事業費	750,000	

第 1 2 号 議 案

令和 3 年度東京都都営住宅等事業会計予算

令和3年度東京都都営住宅等事業会計予算

予 算 総 則

令和3年度東京都都営住宅等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,909,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 100

科 目		金 額
款	項	
01 分担金及負担金		463,734
	01 負担金	463,734
02 使用料及手数料		67,191,010
	01 使用料	67,190,694
	02 手数料	316
03 国庫支出金		34,112,937
	01 国庫負担金	33,871,626
	02 国庫補助金	241,311
04 財産収入		2,335,274
	01 財産運用収入	2,294,409
	02 財産売払収入	40,865
05 繰入金		31,356,148
	01 一般会計繰入金	28,676,105
	02 特別会計繰入金	2,000,000
	03 公営企業会計繰入金	680,043
06 諸収入		4,835,896
	01 都預金利子	50
	02 受託事業収入	587,410

	03 雑入	4,248,436
07 都債		34,614,000
	01 都債	34,614,000
08 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳入合計		174,909,000

(単位 千円) 102

科 目		金 額
款	項	
01 都営住宅等事業費		174,909,000
	01 都営住宅等事業費	174,909,000
歳 出 合 計		174,909,000

第2号 繰越明許費

款	項	事業名	金額
01 都営住宅等事業費			18,375,000
	01 都営住宅等事業費		18,375,000
		1 住宅建設事業	18,375,000

第3号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円) 104

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	公営住宅建設工事	令和 4 年度～令和 6 年度	46,923,000
2	都営住宅耐震改修工事	令和 4 年度～令和 5 年度	900,000
3	小笠原住宅建設工事	令 和 4 年 度	69,100
4	地域開発整備事業併存施設建設工事	令和 4 年度～令和 5 年度	1,310,812
合 計			49,202,912

第 4 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 15.0%以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 40 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	都営住宅等事業費	34,614,000	

第 1 3 号 議 案

令和 3 年度東京都都営住宅等保証金会計予算

令和３年度東京都都営住宅等保証金会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入１０，８３３，０００千円、歳出２，６４２，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 110

科 目		金 額
款	項	
01 保証金収入		501,000
	01 住宅保証金収入	463,000
	02 定期借地権保証金収入	38,000
02 繰入金		2,212,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	2,212,000
03 諸収入		1,000
	01 住宅保証金利子収入	900
	02 定期借地権保証金利子収入	100
04 繰越金		8,119,000
	01 繰越金	8,119,000
歳 入 合 計		10,833,000

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 返還金		642,000
	01 住宅保証金返還金	641,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02 繰出金		2,000,000
	01 繰出金	2,000,000
歳 出 合 計		2,642,000
歳入歳出差引残額 8,191,000千円		

第 1 4 号 議 案

令和 3 年度東京都都市開発資金会計予算

令和３年度東京都都市開発資金会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，０２３，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（都債）

第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２号都債」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 116

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		18,635
	01 財産運用収入	18,635
02 繰入金		3,500
	01 一般会計繰入金	3,500
03 諸収入		864
	01 都預金利子	863
	02 雑入	1
04 都債		1,000,000
	01 都債	1,000,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入	合 計	1,023,000

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		1,023,000
	01 用地費	1,023,000
歲 出 合 計		1,023,000

第 2 号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	普通貸借の方法により政府から起債する。
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率
			年8.5%以内
			(4) 償還の方法
			政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他
			起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

第 1 5 号 議 案

令和 3 年度東京都用地会計予算

令和３年度東京都用地会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１７，７７５，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２号繰越明許費」による。

(都債)

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３号都債」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 122

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		4,771,031
	01 財産運用収入	1
	02 財産売却収入	4,771,030
02 繰入金		500,000
	01 一般会計繰入金	500,000
03 諸収入		854
	01 都預金利子	853
	02 雑入	1
04 都債		8,606,000
	01 都債	8,606,000
05 繰越金		3,897,115
	01 繰越金	3,897,115
歳 入	合 計	17,775,000

歲出

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		17,775,000
	01 用地買收費	17,775,000
歲 出	合 計	17,775,000

第 2 号 繰越明許費

(単位 千円) 124

款	項	事業名	金額
01 用地費			168,000
	01 用地買収費		168,000
		1 公共用地先行取得	168,000

第 3 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 15.0%以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 40 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	公共用地先行取得費	8,606,000	

第 1 6 号 議 案

令和 3 年度東京都公債費会計予算

令和３年度東京都公債費会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，１７３，２４５，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第２号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

（都債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３号都債」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 130

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		1,488,001
	01 財産運用収入	1,488,001
02 繰入金		878,022,197
	01 繰入金	878,022,197
03 諸収入		595,802
	01 都預金利子	1,420
	02 雑入	594,382
04 都債		293,139,000
	01 都債	293,139,000
歳 入	合 計	1,173,245,000

科 目		金 額
款	項	
01 公債費		1,173,245,000
	01 公債費	1,173,245,000
歲 出 合 計		1,173,245,000

第 2 号 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

(単位 千円) 132

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	令和 3 年度～令和 43 年度	—

第 3 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 3 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	一般会計借換資	270,666,000	
2	都営住宅等事業会計借換資	22,473,000	
合 計		293,139,000	

第 1 7 号 議 案

令和 3 年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

令和３年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

令和３年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入３，２６０，９６８千円、歳出１，６７５，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２号繰越明許費」による。

令和３年２月１７日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 138

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		54
	01 手数料	54
02 繰入金		1,112,561
	01 一般会計繰入金	120
	02 公営企業会計繰入金	1,112,441
03 諸収入		58,921
	01 都預金利子	4
	02 雑入	58,917
04 繰越金		2,089,432
	01 繰越金	2,089,432
歳 入 合 計		3,260,968

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 臨海都市基盤整備費		1,675,000
	01 臨海都市基盤整備費	1,675,000
歳 出 合 計		1,675,000
歳入歳出差引残額		1, 585, 968千円

第 2 号 繰越明許費

(単位 千円) 140

款	項	事業名	金額
01 臨海都市基盤整備費			261,000
	01 臨海都市基盤整備費		261,000
		1 臨海都市基盤整備	261,000

第 1 8 号 議 案

令和 3 年度東京都病院会計予算

令和３年度東京都病院会計予算

(総則)

第１条 令和３年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 患者数

普通	入院	3, 6 2 6 床	延	1, 1 9 1, 7 2 5 人	外来	1 日	6, 6 0 5 人	延	1, 9 3 5, 2 6 5 人
精神	入院	1, 0 7 4 床	延	3 5 2, 9 5 5 人	外来	1 日	6 0 0 人	延	1 7 5, 8 0 0 人
結核	入院	3 1 床	延	6, 2 0 5 人	外来	1 日	3 0 人	延	8, 7 9 0 人
感染症	入院	6 9 床	延	1, 0 9 5 人	外来	1 日	一人	延	一人
合計	入院	4, 8 0 0 床	延	1, 5 5 1, 9 8 0 人	外来	1 日	7, 2 3 5 人	延	2, 1 1 9, 8 5 5 人

２ 主要な建設改良事業

大塚病院改修工事	1, 8 6 9, 8 5 6 千円
多摩メディカル・キャンパス駐車場等整備工事	4 4 8, 2 3 8 千円

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 病院事業収益	1 7 8, 5 8 0, 0 0 0 千円
第１項 医業収益	1 5 2, 8 8 4, 7 5 0 千円
第２項 医業外収益	2 5, 6 9 5, 2 5 0 千円
収入合計	1 7 8, 5 8 0, 0 0 0 千円

支出

第１款 病院事業費用	1 7 8, 5 8 0, 0 0 0 千円
第１項 医業費用	1 7 6, 4 4 2, 2 2 6 千円

第2項 医業外費用 2, 137, 774千円

支出合計 178, 580, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15, 944, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 12, 927, 000千円

第1項 企業債 12, 547, 000千円

第2項 国庫補助金 18, 978千円

第3項 その他資本収入 361, 022千円

収入合計 12, 927, 000千円

支出

第1款 資本的支出 28, 871, 000千円

第1項 建設改良費 14, 939, 744千円

第2項 企業債償還金 13, 931, 056千円

第3項 国庫補助金返還金 200千円

支出合計 28, 871, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
多摩メディカル・キャンパス整備運営事業	令和4年度～令和25年度	85, 755, 738千円
多摩メディカル・キャンパス駐車場等整備工事	令和4年度～令和5年度	993, 065千円
大塚病院改修工事	令和4年度～令和5年度	422, 027千円
墨東病院医療器械保守点検委託	令和4年度～令和13年度	110, 592千円
多摩総合医療センター内視鏡室等改修工事	令和4年度	287, 596千円

合 計

87,569,018千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

病院建設改良事業	4,494,000千円
借換資	8,053,000千円
合 計	12,547,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は 2 0, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(他会計からの補助金)

第 8 条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は 3 8, 3 7 4, 0 0 0 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は 2 9, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
器械及備品	医療器械	2 台

令和 3 年 2 月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 9 号 議 案

令和 3 年度東京都中央卸売市場会計予算

令和３年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第１条 令和３年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 年間取扱数量及び金額

水産物	５２２，０００ｔ	５，１３８億円
青果物	１，８６６，０００ｔ	７，２６６億円
畜産物	７７，０００ｔ	１，２２３億円
花き	１，２４４，０００千本	８９１億円

２ 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	１５４，４２８㎡
仲卸業者売場	３９，８９５㎡
事務所	１１５，９１６㎡
その他	３８４，０８９㎡

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 市場事業収益	２２，８３８，０００千円
第１項 営業収益	１７，７６１，０４０千円
第２項 営業外収益	５，０７６，９６０千円
収入合計	２２，８３８，０００千円

支出

第１款 市場事業費	３６，９１１，０００千円
-----------	--------------

第1項 営業費用	33,411,933千円
第2項 営業外費用	3,048,567千円
第3項 特別損失	449,500千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	36,911,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 市場資本的支出	5,006,000千円
第1項 建設改良費	4,825,457千円
第2項 投資	171,000千円
第3項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	5,006,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旧築地市場粉じん対策工事	令和4年度	49,000千円
旧築地市場解体工事	令和4年度～令和6年度	7,454,000千円
市場建設改良事業	令和4年度～令和6年度	4,268,000千円
合 計		11,771,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は3,142,000千円である。

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 0 号 議 案

令和 3 年度東京都都市再開発事業会計予算

令和3年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

用地買収	236㎡
用地補償	4棟
施設建築物工事	470,099千円
公共施設工事	55,110千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益	119,368千円
第1項 営業外収益	119,368千円
収入合計	119,368千円

支出

第1款 都市再開発事業費用	15,000千円
第1項 営業費用	13,740千円
第2項 営業外費用	1,260千円
支出合計	15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額110,790千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収入

第 1 款	資本的収入	5, 6 8 0, 2 1 0 千円
第 1 項	一般会計負担金	1, 9 2 0 千円
第 2 項	公営企業会計負担金	2, 9 6 6, 0 0 0 千円
第 3 項	国庫補助金	5 9 9, 1 8 8 千円
第 4 項	都市再開発事業収入	2, 0 9 0, 0 0 0 千円
第 5 項	雑収入	2 3, 1 0 2 千円
	収入合計	5, 6 8 0, 2 1 0 千円

支出

第 1 款	資本的支出	5, 7 9 1, 0 0 0 千円
第 1 項	都市再開発事業費	3, 8 7 8, 7 4 5 千円
第 2 項	長期借入金償還金	1, 9 1 2, 0 0 0 千円
第 3 項	建設利息	2 5 5 千円
	支出合計	5, 7 9 1, 0 0 0 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市街地再開発事業	令和 4 年度	1, 2 3 8, 4 4 3 千円

令和 3 年 2 月 17 日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 1 号 議 案

令和 3 年度東京都臨海地域開発事業会計予算

令和３年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第１条 令和３年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 埋立地の処分	処分面積	３１，４２４㎡
２ 埋立地の賃貸	貸付面積	１，５１２，６９７㎡
３ 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		１，４２１，０００千円
環境整備事業		２３，０００千円
道路橋梁整備事業		１，０００千円
埋立改良事業		３，１７９，０００千円
臨海副都心建設事業		３，４５３，０００千円
臨海副都心改良事業		３８０，０００千円

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 開発事業収益	４０，８４６，０００千円
第１項 営業収益	３６，８７１，４４０千円
第２項 営業外収益	３，９７４，５５０千円
第３項 特別利益	１０千円
収入合計	４０，８４６，０００千円

支出

第１款 開発事業費用	１６，３３７，０００千円
------------	--------------

第1項 営業費用	15,157,000千円
第2項 営業外費用	1,179,990千円
第3項 特別損失	10千円
支出合計	16,337,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,123,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	177,000千円
第1項 雑収入	177,000千円
収入合計	177,000千円

支出

第1款 資本的支出	9,300,000千円
第1項 埋立事業費	9,300,000千円
支出合計	9,300,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
埋立地造成事業	令和4年度～令和5年度	947,000千円
環境整備事業	令和4年度	50,000千円
埋立改良事業	令和4年度	2,824,000千円
臨海副都心建設事業	令和4年度	1,396,000千円
臨海副都心改良事業	令和4年度	160,000千円
合 計		5,377,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は18,120千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 2 号 議 案

令和 3 年度東京都港湾事業会計予算

令和3年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業

荷役機械	3基
上屋	34棟
貯木場	904, 747m ²

2 主要な建設改良事業

港湾施設整備事業	723, 518千円
港湾施設改良事業	217, 224千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4, 675, 000千円
第1項 営業収益	4, 150, 722千円
第2項 営業外収益	524, 268千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4, 675, 000千円

支出

第1款 港湾事業費用	3, 795, 000千円
第1項 営業費用	3, 531, 000千円
第2項 営業外費用	263, 990千円

第3項 特別損失	10千円
支出合計	3,795,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,304,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	743,000千円
第1項 企業債	741,000千円
第2項 雑収入	2,000千円
収入合計	743,000千円

支出

第1款 資本的支出	2,047,000千円
第1項 建設改良費	940,742千円
第2項 投資	1,085,600千円
第3項 企業債費	20,658千円
支出合計	2,047,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管理運営事業	令和4年度～令和5年度	746,000千円
港湾施設整備事業	令和4年度～令和5年度	4,413,000千円
港湾施設改良事業	令和4年度	388,000千円
合 計		5,547,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

東京港埠頭株式会社貸付金

741,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は960千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 3 号 議 案

令和 3 年度東京都交通事業会計予算

令和３年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第１条 令和３年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	１，５３７両	４５，９２５千km	２１９，６１６千人	６０１，６８８人
乗合	１，５２９両	４５，６２３千km	２１９，３４０千人	６００，９３２人
貸切	８両	３０２千km	２７６千人	７５６人
軌道事業	３３両	１，４６２千km	１５，９７８千人	４３，７７５人
新交通事業	１００両	８，１０４千km	３１，１７２千人	８５，４０３人
懸垂電車事業	０両	０千km	０千人	０人

(収益的收入及び支出)

第３条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款	自動車運送事業収益	４３，５３０，０００千円
	第１項 営業収益	４１，６１０，０００千円
	第２項 営業外収益	１，９２０，０００千円
第２款	軌道事業収益	６，８８６，０００千円
	第１項 営業収益	２，８４４，０００千円
	第２項 営業外収益	３，５６２，０００千円
	第３項 特別利益	４８０，０００千円
第３款	新交通事業収益	７，９６５，０００千円
	第１項 営業収益	６，２９２，０００千円

第2項	営業外収益	1, 6 7 3, 0 0 0千円
	収入合計	5 8, 3 8 1, 0 0 0千円
支出		
第1款	自動車運送事業費	4 9, 5 6 8, 0 0 0千円
	第1項 営業費用	4 8, 0 6 3, 0 0 0千円
	第2項 営業外費用	1, 4 8 5, 0 0 0千円
	第3項 特別損失	2 0, 0 0 0千円
第2款	軌道事業費	7, 0 0 7, 0 0 0千円
	第1項 営業費用	3, 4 5 6, 0 0 0千円
	第2項 営業外費用	3, 5 5 1, 0 0 0千円
第3款	新交通事業費	8, 7 7 2, 0 0 0千円
	第1項 営業費用	6, 8 2 9, 0 0 0千円
	第2項 営業外費用	1, 9 4 3, 0 0 0千円
	支出合計	6 5, 3 4 7, 0 0 0千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 9 4 4, 0 0 0千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款	自動車運送事業資本的収入	6, 2 2 0, 0 0 0千円
	第1項 企業債	6, 1 0 0, 0 0 0千円
	第2項 一般会計補助金	1 4, 4 6 6千円
	第3項 財産収入	4 1, 6 5 0千円
	第4項 雑収入	6 3, 8 8 4千円
第2款	軌道事業資本的収入	1 2 8, 0 0 0千円
	第1項 企業債	1 2 8, 0 0 0千円

第3款	新交通事業資本的收入	2,821,000千円
第1項	企業債	2,684,000千円
第2項	一般会計出資金	137,000千円
	収入合計	9,169,000千円
支出		
第1款	自動車運送事業資本的支出	6,300,000千円
第1項	建設改良費	6,300,000千円
第2款	軌道事業資本的支出	128,000千円
第1項	建設改良費	128,000千円
第3款	新交通事業資本的支出	4,685,000千円
第1項	建設改良費	685,000千円
第2項	企業債償還金	4,000,000千円
	支出合計	11,113,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	令和4年度～令和5年度	6,798,000千円
自動車補修事業	令和4年度～令和5年度	30,000千円
軌道改良事業	令和4年度～令和5年度	200,000千円
軌道補修事業	令和4年度	57,000千円
軌道受託工事	令和4年度～令和5年度	7,504,000千円
新交通改良事業	令和4年度～令和6年度	3,019,000千円
新交通補修事業	令和4年度	176,000千円
新交通維持管理事業	令和4年度	132,000千円
合 計		17,916,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業	6, 7 7 6, 0 0 0 千円
借換資	2, 1 3 6, 0 0 0 千円
合 計	8, 9 1 2, 0 0 0 千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9. 9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15. 0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は13,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,435,466千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は354,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
車 両	乗合自動車	140両

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 4 号 議 案

令和 3 年度東京都高速電車事業会計予算

令和３年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第１条 令和３年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 期首在籍車両数	１，１７４両
２ 年間走行距離	１２６，４９９千km
３ 年間輸送人員	９０４，７３６千人
４ 一日平均輸送人員	２，４７８，７２９人
５ 主要な建設改良事業 大江戸線環状部施設買取	２８，６２６，７８７千円

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 高速電車事業収益	１６１，４７６，０００千円
第１項 営業収益	１４７，２９７，０００千円
第２項 営業外収益	１４，１７９，０００千円
収入合計	１６１，４７６，０００千円

支出

第１款 高速電車事業費	１５７，３０３，０００千円
第１項 営業費用	１４６，８４４，０００千円
第２項 営業外費用	１０，４５９，０００千円
支出合計	１５７，３０３，０００千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額60,716,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	71,526,000千円
第1項 企業債	36,000,000千円
第2項 一般会計出資金	18,190,000千円
第3項 国庫補助金	1,606,700千円
第4項 一般会計補助金	1,785,507千円
第5項 投資償還金収入	3,000,000千円
第6項 有価証券償還金収入	9,000,000千円
第7項 貸付金返還金	1,912,000千円
第8項 雑収入	31,793千円
収入合計	71,526,000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	132,242,000千円
第1項 建設改良費	93,927,000千円
第2項 企業債償還金	26,285,000千円
第3項 投資	12,000,000千円
第4項 雑支出	30,000千円
支出合計	132,242,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	令和4年度～令和7年度	39,704,000千円
地下鉄補修事業	令和4年度～令和7年度	6,548,000千円

地下鉄受託工事	令和４年度～令和７年度	５，４０６，０００千円
合 計		５１，６５８，０００千円

(企業債)

第６条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

１ 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業	３４，２９７，０００千円
地下鉄特例債	１，７０３，０００千円
合 計	３６，０００，０００千円

２ 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

３ 利率

年９．９％以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年１５．０％以内

４ 償還の方法

起債のときから据置期間を含め４０年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

５ その他

(１) 第１号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(２) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第１号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(３) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(４) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(５) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第１号に定めるもののほか、公債証券を

発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は46,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は4,763,507千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,125,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
工作物	地下鉄施設	一 式

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 5 号 議 案

令和 3 年度東京都電気事業会計予算

令和３年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第１条 令和３年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 出力	36,500kW
２ 年間販売電力量	114,874MWh
３ 一日平均販売電力量	314,723kWh

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 電気事業収益	1,655,000千円
第１項 営業収益	1,626,000千円
第２項 営業外収益	29,000千円
収入合計	1,655,000千円

支出

第１款 電気事業費	1,410,000千円
第１項 営業費用	1,248,000千円
第２項 営業外費用	162,000千円
支出合計	1,410,000千円

(資本的収入及び支出)

第４条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

支出

第１款 電気事業資本的支出	134,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	134,000千円
支出合計	134,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電改良事業	令和4年度	132,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 6 号 議 案

令和 3 年度東京都水道事業会計予算

令和３年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第１条 令和３年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 年間配水量	1, 5 2 3, 5 1 0, 0 0 0 m³
２ 一日平均配水量	4, 1 7 4, 0 0 0 m³
３ 給水件数	7, 8 8 5, 0 0 0 件
４ 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	1 5, 3 0 0, 0 0 0 千円
送配水施設整備事業	1 5 2, 2 0 0, 0 0 0 千円
給水設備整備事業	1 0, 5 0 0, 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 水道事業収益	3 6 4, 3 8 5, 0 0 0 千円
第１項 営業収益	3 4 9, 8 1 2, 0 0 0 千円
第２項 営業外収益	1 4, 0 9 9, 0 0 0 千円
第３項 特別利益	4 7 4, 0 0 0 千円
収入合計	3 6 4, 3 8 5, 0 0 0 千円

支出

第１款 水道経営費	3 5 1, 4 7 4, 0 0 0 千円
第１項 営業費用	3 3 5, 2 4 4, 0 0 0 千円
第２項 営業外費用	1 6, 2 3 0, 0 0 0 千円

支出合計

351,474,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額97,121,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	52,678,000千円
第1項 企業債	49,478,000千円
第2項 国庫補助金	65,000千円
第3項 一般会計出資金	728,000千円
第4項 固定資産売却収入	165,000千円
第5項 その他資本収入	2,242,000千円
収入合計	52,678,000千円

支出

第1款 資本的支出	149,799,000千円
第1項 建設改良費	129,873,000千円
第2項 企業債償還金	19,926,000千円
支出合計	149,799,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	令和4年度～令和7年度	101,727,000千円
水道維持管理事業	令和4年度～令和5年度	378,000千円
水道施設補修事業	令和4年度～令和5年度	62,921,000千円
徴収事務委託事業	令和4年度～令和8年度	9,715,000千円
受託事業	令和4年度	272,000千円

合 計

175,013,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業

45,279,000千円

借換資

4,199,000千円

合 計

49,478,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は163,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 7 号 議 案

令和 3 年度東京都工業用水道事業会計予算

令和3年度東京都工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	4, 416, 500 m ³
2 一日平均配水量	12, 100 m ³
3 給水件数	115 件

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1, 910, 000 千円
第1項 営業収益	358, 000 千円
第2項 営業外収益	1, 552, 000 千円
収入合計	1, 910, 000 千円

支出

第1款 工業用水道経営費	8, 079, 000 千円
第1項 営業費用	2, 189, 000 千円
第2項 営業外費用	21, 000 千円
第3項 特別損失	5, 869, 000 千円
支出合計	8, 079, 000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額21, 000千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款	資本的収入	116,000千円
第1項	一般会計出資金	115,000千円
第2項	固定資産売却収入	1,000千円
	収入合計	116,000千円

支出

第1款	資本的支出	137,000千円
第1項	建設改良費	137,000千円
	支出合計	137,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は1,187,000千円である。

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 8 号 議 案

令和 3 年度東京都下水道事業会計予算

令和3年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,165,794m
(2) ポンプ所年間揚水量	890,000,000m ³
(3) 年間処理水量	1,786,000,000m ³
(4) 料金徴収基準数	5,966,930件
(5) 主要な建設改良事業 下水道建設事業	180,000,000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,190m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,960,000m ³
(3) 年間処理水量	381,000,000m ³
(4) 主要な建設改良事業 流域下水道建設事業	14,500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	363,949,000千円
第1項 営業収益	288,593,000千円
第2項 営業外収益	74,641,000千円

第3項	特別利益	715,000千円
第2款	流域下水道事業収益	33,847,000千円
第1項	営業収益	18,390,000千円
第2項	営業外収益	14,480,000千円
第3項	特別利益	977,000千円
	収入合計	397,796,000千円
支出		
第1款	下水道管理費	337,898,000千円
第1項	営業費用	324,171,000千円
第2項	営業外費用	13,627,000千円
第3項	予備費	100,000千円
第2款	流域下水道経営費	34,970,000千円
第1項	営業費用	34,467,000千円
第2項	営業外費用	503,000千円
	支出合計	372,868,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額173,060,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款	下水道事業資本的収入	177,382,000千円
第1項	企業債	110,776,000千円
第2項	一般会計出資金	11,889,000千円
第3項	国庫補助金	50,950,000千円
第4項	固定資産売却収入	1,518,679千円
第5項	建設収入	128,452千円

第6項	その他資本収入	2, 1 1 9, 8 6 9千円
第2款	流域下水道事業資本的収入	1 4, 2 1 0, 0 0 0千円
第1項	企業債	1, 0 6 3, 0 0 0千円
第2項	一般会計出資金	1, 0 0 0千円
第3項	国庫補助金	8, 8 6 6, 0 0 0千円
第4項	市町村負担金収入	3, 8 2 9, 0 0 0千円
第5項	固定資産売却収入	4 4 6, 0 0 0千円
第6項	代替地売却収入	4, 0 0 0千円
第7項	その他資本収入	1, 0 0 0千円
	収入合計	1 9 1, 5 9 2, 0 0 0千円

支出

第1款	下水道事業資本的支出	3 4 4, 6 8 0, 0 0 0千円
第1項	下水道建設改良費	2 1 7, 0 0 0, 0 0 0千円
第2項	企業債償還金	1 2 7, 6 8 0, 0 0 0千円
第2款	流域下水道事業資本的支出	1 9, 9 7 2, 0 0 0千円
第1項	流域下水道改良費	2, 5 0 0, 0 0 0千円
第2項	流域下水道建設費	1 4, 5 0 0, 0 0 0千円
第3項	企業債償還金	2, 9 6 5, 0 0 0千円
第4項	生活再建対策事業費	7, 0 0 0千円
	支出合計	3 6 4, 6 5 2, 0 0 0千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	令和4年度～令和7年度	1 8 1, 2 0 9, 0 0 0千円
下水道維持管理事業	令和4年度～令和5年度	1 2, 2 8 7, 0 0 0千円

下水道施設補修事業	令和４年度	6, 3 0 4, 0 0 0 千円
下水道施設の撤去	令和４年度	1, 0 5 0, 0 0 0 千円
流域下水道建設改良事業	令和４年度～令和６年度	1 7, 5 1 8, 0 0 0 千円
流域下水道施設補修事業	令和４年度	7 0 0, 0 0 0 千円
合 計		2 1 9, 0 6 8, 0 0 0 千円

(企業債)

第６条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

１ 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	8 6, 2 2 6, 0 0 0 千円
流域下水道建設事業	7 9 0, 0 0 0 千円
借換資	2 4, 8 2 3, 0 0 0 千円
合 計	1 1 1, 8 3 9, 0 0 0 千円

２ 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

３ 利率

年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内

４ 償還の方法

起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

５ その他

- (1) 第 1 号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第 1 号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

る。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は126,111,787千円である。

令和3年2月17日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

